第百五十三条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百五十四条　終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年二月十九日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
中曽根弘文
スイス連邦のために
ドリス・ロイタード

附属書一（第二章関係）第十五条に関する表

この附属書の付録一及び付録二は、それぞれ第十五条に関する日本国及びスイスの表である。

付録一

第一節　日本国の表についての注釈

1

第十五条の規定の適用に当たっては、次節の日本国の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e) 表の4欄に「B9」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(g) 表の4欄に「B12」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの十三回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(h) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(i) 表の4欄に「Pa」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から六・三パーセントとする。

(j) 表の4欄に「Pb」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から八・一パーセントとする。

(k) 表の4欄に「Pc」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から八・五パーセントとする。第二十条2及び9の規定の適用上、輸入締約国は、二国間セーフガード措置又は暫定的な二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率の水準まで輸入関税を引き上げることができる。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請に基づき、この協定の効力発生の日から二十四箇月以内に、市場アクセスの改善について交渉する。

(l) 表の4欄に「Pd」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から九・六パーセントとする。

(m) 表の4欄に「Pe」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十二・〇パーセントとする。

(n) 表の4欄に「Pf」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十二・六パーセントとする。

(o) 表の4欄に「Pg」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十三・四パーセントとする。

(p) 表の4欄に「Ph」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十七・〇パーセントとする。

(q) 表の4欄に「Pi」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十九・〇パーセントとする。

(r) 表の4欄に「Pj」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から二十・〇パーセントとする。

(s) 表の4欄に「Pk」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から二十三・八パーセントとする。

(t) 表の4欄に「Pl」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から二十七・二パーセントとする。

(u) 表の4欄に「Pm」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から三十二・〇パーセントとする。

(v) 表の4欄に「Pn」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、基準税率から五・〇パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(w) 表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(x) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品については、(a)から(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2

次の(qa)から(qf)までの規定に定める条件は、スイスの関税地域から輸入される日本国又はスイスの原産品であって、次節の日本国の表の5欄にこれらの文字を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

(qa) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(aa) 一年目については、二・〇メートル・トン

(bb) 二年目については、三・六メートル・トン

(cc) 三年目については、五・二メートル・トン

(dd) 四年目については、六・八メートル・トン

(ee) 五年目については、八・四メートル・トン

(ff) 六年目及びそれ以降の各年については、十・〇メートル・トン

(B) 枠内税率は、一キログラムにつき八十円七十五銭とする。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の5欄に(qa)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。